

# 「口座革命」利用規定

(2020年4月改定)

## 1. (サービスの内容)

- (1) 当行は、貴社のために、貴社名義の口座振替引落専用の預金口座（以下「口座専用口座」という）を、当行が指定する口座振替専用支店で開設します。
- (2) 口座専用口座での口座振替については、口座専用口座で引落されることなく、貴社が本申込書「2. 口座振替引落口座」に指定する預金口座（以下「引落口座」という）で引落します。
- (3) 貴社は、口座専用口座で引落された明細を、ＥＢ（エレクトロニックバンキング）またはＩＢ（インターネットバンキング）で確認してください。なお、別途ＥＢ契約またはＩＢ契約が必要となります。

## 2. (口座専用口座の取扱)

- (1) 口座専用口座は、本申込書をもって開設するものとし、別途印鑑（署名鑑、暗証）のお届けは不要とします。
- (2) 口座専用口座は、上記1の目的に沿ってのみ使用するものとし、以下の各種サービスは対象としません。
  - ① 口座専用口座宛の入金および、口座専用口座からの出金
  - ② 通帳およびキャッシュカードの発行
  - ③ 小切手帳、手形帳の発行
  - ④ 残高証明書の発行
  - ⑤ 取引状況照会
- (3) 口座専用口座は、付利計算の対象とはしません。
- (4) 口座専用口座の追加・解約は、本申込書でのみ行うことができます。
- (5) 口座専用口座宛の振込については、振込依頼人へ返却します。

## 3. (免責事項)

上記1.(2)に基づく引落口座での引落について、口座振替請求者、その他の第三者からの異議により生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 4. (手数料)

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の手数料を支払うものとします。
- (2) 手数料は当行所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで、本申込書「5. 手数料引落口座」から自動的に引落します。

## 5. (届出事項の変更・解約)

- (1) 商号、住所その他の届出事項に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。
- (2) 貴社について次の各号の事由が一つでも生じたときは、何ら通知催告等をしなくても当然に本契約は終了するものとします。
  - ① 当行に支払うべき本サービスの手数料を2カ月以上連続して支払わなかったとき
  - ② 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
  - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において貴社の所在が不明になったとき
  - ⑤ 入金指定口座が解約されたとき
  - ⑥ 口座専用口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合
  - ⑦ 本サービスに伴う申込書等の提出書類や本利用規定に基づく届出事項について虚偽の事実があることが判明したとき
- (3) 貴社にて次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも通知によって本契約を解約することができるものとします。
  - ① 1年以上にわたり本サービスの利用が無い場合
  - ② 貴社が当行との取引規定（本利用規定を含む）に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合
- (4) 貴社が商号、代表者、住所その他の届出事項の変更を怠ったり、当行からの通知を受領しない等貴社の責めにきずべき事由により、当行が行った上記(3)による解約の通知が延着したまたは到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとします。

## 6. (契約期間)

本サービスの当初契約期間は取扱開始日から起算して1年間とし、貴社または当行から特に申し出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。なお、取扱開始日は『「口座革命」手続き完了のお知らせ』によりお知らせします。

## 7. (契約終了後の口座振替請求)

本契約が終了した後に口座専用口座での引落請求があったときは、貴社になんら通知することなく、請求をエラーとします。この場合、口座振替請求者、その他の第三者からの異議により損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 8. (合意管轄・その他)

- (1) 本サービスに関する訴訟については、当行本店またはその取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
- (2) 振込専用口座および入金指定口座について、本契約に定めのない事項は各預金取引規定の定めるところによるものとします。

## 9. (規定の変更等)

- (1) 当行は、本規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当行は当行ホームページ上の「口座革命利用規定」を改定し掲示します。
- (2) 当行は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」といいます）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に貴社が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、貴社は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
- (3) 貴社は、第1項の利用規定の変更不同意の場合、この契約を解約することができます。この場合の手続きは、5の規定を準用するものとします。

以上